

人事評価システムの運用について（通達）

最終改正 令和 7. 3. 19 例規情第10号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしのことについて下記のように定め、令和 3 年12月22日から実施することとしたから、適正に運用されたい。

なお、京都府警察情報管理システムによる人事評価システムの運用について（平成30. 12. 18：一般務・情第 143号）の一般通達は廃止する。

記

1 趣旨

この通達は、京都府警察ポータルサイトを利用して行う人事評価システムの運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この通達において、「人事評価システム」とは、人事評価に関する訓令（平成28年京都府警察本部訓令第19号。以下「人事評価訓令」という。）に基づく京都府警察職員（地方警務官、臨時的に任用された職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。）の人事評価を実施するため、人事評価訓令第10条第 1 項に規定する身上報告票、人事評価訓令第12条に規定する能力評価票及び人事評価訓令第16条に規定する業績評価票の登録及び閲覧を行うためのシステムをいう。

3 準拠

人事評価システムの運用については、京都府警察における警察情報システムの整備及び管理に関する訓令（令和 5 年京都府警察本部訓令第 4 号）その他の規程によるほか、この通達の定めるところによる。

4 運用管理体制

(1) 管理責任者

ア 警察本部に人事評価システム管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、警務部警務課長をもって充てる。

イ 管理責任者は、情報管理課長との連携を密にして、人事評価システムの適正な運用に努めるものとする。

(2) 運用管理責任者

ア 各所属に人事評価システム運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）を置き、所属長をもって充てる。

イ 運用管理責任者は、自らの所属における人事評価システムの適正な運用に係る事務を総括するものとする。

(3) 運用管理副責任者

ア 各所属に人事評価システム運用管理副責任者（以下「運用管理副責任者」という。）を置き、警察本部（サイバー対策本部及び京都市警察部を含む。）の所属にあつては次席、副隊長又は副所長を、警察学校にあつては副校長を、警察署にあつては副署長をもって充てる。

イ 運用管理副責任者は、運用管理責任者の事務を補佐するものとする。

5 システムへの登録

人事評価訓令第2章に定める定期評価の実施のため、被評価者、評価者及び調整者は、人事評価システムにより、次のとおり、身上報告票、能力評価票及び業績評価票の登録等を行うものとする。この場合において、被評価者は、人事異動等の都度、事前に評価者及び調整者の登録を行っておくものとする。

(1) 身上報告票

ア 被評価者は、自らの身上報告票の登録状況及び内容を確認し、未登録の又は修正を要する身上事項、職務上の適性、仕事に関する希望等があれば登録又は修正を行う。

イ 評価者は、被評価者が登録を完了した身上報告票の登録状況及び内容を確認し、当該被評価者に対する所見、指導を要する事項、現在の仕事に対する適性、直近上位階級（職）への適性等について登録を行う。

ウ 調整者は、評価者が登録を完了した身上報告票の登録状況及び内容を確認し、当該被評価者の現在の仕事に関する適性及び直近上位階級（職）への適性について登録を行う。

(2) 能力評価票

ア 被評価者は、評価者が能力評価を行うに際し、能力評価票の評価項目について、自己評価の登録を行う。

イ 評価者は、被評価者が登録を完了した能力評価票に基づき、当該被評価者に対する評価及び所見の登録を行う。

ウ 調整者は、評価者が登録を完了した能力評価票を確認し、必要と認めるときは、当該被評価者に対する評価の調整及び所見の登録を行う。

(3) 業績評価票

ア 被評価者は、業務評価に係る評価期間の開始に際し、業績評価票に事前に設定した業務目標を登録する。

イ 被評価者は、評価者が業績評価を行うに際し、業績評価票に業務目標の達成程度等の自己申告を登録し、業績評価票の評価項目について、自己評価の登録を行う。

ウ 評価者は、被評価者が登録を完了した業績評価票に基づき、当該被評価者に対する評価及び所見の登録を行う。

エ 調整者は、評価者が登録を完了した能力評価票を確認し、必要と認めるときは、当該被評価者に対する評価の調整及び所見の登録を行う。

6 アクセス範囲

人事評価システムのアクセス範囲については、次のとおりとする。ただし、被評価者は自らの評価に関する情報にはアクセスを行うことができないものとする。

(1) 管理責任者等

ア 管理責任者は、全所属の職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

イ 管理責任者が指定する職員は、管理責任者が必要と認める範囲内において、他の職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(2) 運用管理責任者

運用管理責任者は、自らの所属の全職員（兼務者を除く。）に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(3) 運用管理副責任者

運用管理副責任者は、自らの所属の全職員（所属長、上位階級者及び兼務者を除く。）に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

(4) その他の職員

管理責任者、運用管理責任者及び運用管理副責任者以外の職員は、被評価者本人及び自らが評価を行う職員に関する情報にアクセスを行うことができるものとする。

7 細部事項

この通達に定めるもののほか、人事評価システムの運用に関し必要な細部事項は、管理責任者が別に定めるものとする。